資料１

第２期京都府教育振興プラン中間改定に係る検討会議設置要綱

（設置）

第１条　教育基本法第 17 条第２項の規定により策定した本府の教育振興のための施策に関する計画（第２期京都府教育振興プラン）の中間改定にあたり、外部有識者の意見を聴取するため、第２期京都府教育振興プラン中間改定に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（委員の役割）

第２条　検討会議の委員は、次に掲げる事項について必要な意見を述べるものとする。

⑴ 第２期京都府教育振興プランに基づく施策の成果及び課題に関すること。

⑵ 第２期京都府教育振興プランの中間改定の原案に関すること。

⑶ その他本府の教育振興に関すること。

（組織）

第３条　検討会議は委員７名で構成する。

２　前項の委員は、別表のとおりとする。

（座長）

第４条　検討会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　座長は、検討会議の議事を運営する。

３　座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　検討会議は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要に応じて招集する。

（委員以外の者の出席）

第６条　検討会議には、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月 10 日から施行する。

２　この要綱は、第２期京都府教育振興プランの中間改定の確定をもって効力を失う。

資料１

（別表）

第２期京都府教育振興プラン中間改定に係る検討会議委員

（役職等は令和８年４月現在）

氏　名	役　職　等
青山　恵則	株式会社島津製作所専務執行役員
佐藤　和紀	信州大学教育学部准教授
中山　芳一	All HEROs 合同会社代表
丹羽　寛美	京都府ＰＴＡ協議会常任顧問
原　清治	佛教大学教育学部教授
松本　明彦	京丹後市教育委員会教育長
村田　淳	京都大学学生総合支援機構准教授

（敬称略、五十音順）